

# 空き家バンク

空き家を貸したい・売りたい物件として所有者から提供された情報を登録し、村のホームページ等を通じて空き家を借りたい・買いたいという利用希望者へ紹介する制度です。



## 空き家登録の流れ/売りたい・貸したい方

### ①登録申請

空き家登録カード・必要書類を北塩原村企画室へ提出下さい。

※登録には登記されている事が必要です。

### ②現地調査

村の担当者が現地調査を行い空き家バンクに登録します。

※立会いが必要です。

### ③物件登録・利用者募集

申請内容を審査し、適切であると認められた後に空き家バンクに登録します。登録後は村ホームページにて公開し、利用者を募ります。

#### 【登録対物件】

北塩原村内の空き家・空き地

※建築条件のある土地はバンク登録対象外です。

※下記に該当すると登録出来ません。

- ・倒壊等の恐れがあるもの
- ・税金の滞納がある
- ・抵当権がついている物件
- ・反社会勢力の方
- ・その他（登録に適さない物件）

### ⑤契約・登録抹消

利用希望者との契約が成立した場合などはバンク登録を抹消しますので抹消届を提出下さい。

### ④内覧・入居希望連絡

内覧時は原則立会いをお願いします。入居希望連絡が入り次第、村から空き家所有者にご連絡します。売買・賃貸交渉、契約は入居希望者と直接お願いします。

## 利用の流れ/買いたい・借りたい方

### ①物件情報閲覧

村ホームページ「空き家バンク」、窓口等で登録した物件情報を公開します。

### ②利用申込・内覧

1. 「利用登録申込書」の記入をお願いします。
2. 物件をご案内（内覧）

※内覧時は事前予約をお願いします。

### ③入居希望申請

#### 仲介事業者に連絡

入居希望者に係る要件を確認後、空き家所有者または仲介事業者にご連絡します。売買・賃貸交渉・契約は空き家所有者と直接お願いします。

## 村への移住を決めた方へ

すまいが決まった後も移住に伴うアレコレをサポートする為に村に移住コーディネーターがいます。地域のわからない事があればご連絡下さい。お困りの事に詳しい人、場所をご案内します。



### ④契約成立

空き家所有者との協議が整えば契約成立となります。締結後は利用登録変更届けを村へ提出します。